## ○鳥羽志勢広域連合財政調整基金条例

○ 平成11年4月1日○ 条 例 第 18号

改正 平成16年10月1日条例第3号 平成26年12月3日条例第1号

(設置)

- 第1条 鳥羽志勢広域連合は、財政の健全な運営を図り、必要な財源に充てるため、別表の とおり鳥羽志勢広域連合財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て)
- **第2条** 基金への積立金は、毎年度予算の定める額とする。 (管理)
- **第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により、 保管しなければならない。
- **2** 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)
- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り 入れるものとする。

(繰替運用)

- 第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。 (処分)
- **第6条** 広域連合長は、別表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれの同表の右欄に掲げる場合に限り、基金を処分することができる。 (委任)
- **第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年10月1日条例第3号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成26年12月3日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表 (第1条・第6条関係)

名称	設置の目的	処分することができる場合
財政調整基金	鳥羽志勢広域連合財政の健全な運営を図ること	経済事情の変動等により財源が著し く不足する場合において当該不足額を うめるための財源に充てるとき。 広域連合長が必要かつやむを得ない 理由と認めた経費に充てるとき。
し尿中継及び運搬 業務振興基金	中継及び運搬業務に関して円滑に運営を図ること	中継及び運搬業務に要する費用の財源に充てるとき。 広域連合長が必要かつやむを得ない 理由と認めた経費に充てるとき。